

不定期検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
安全設備規則
無線設備規則
居住衛生設備規則
船体防汚システム規則
バラスト水管理設備規則
冷蔵設備規則
揚貨設備規則
潜水装置規則
自動化設備規則
船橋設備規則
機関予防保全設備規則
総合火災制御設備規則
船体監視システム規則
荷役集中監視制御設備規則
高速船規則
フローティングドック規則

改正事項

不定期検査に関する事項

改正理由

現行規則における船級及び設備の登録を維持するための検査に関し、登録を受けた船舶又は設備が規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって、本会が船舶又は設備の現状等を確認する必要があると認めた場合の検査の実施に関する取扱いは明記されていない。

今般、当該検査の実施に関する取り扱いを明確にすべく関連規定を改めた。

改正内容

登録を受けた船舶又は設備が規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって、本会が船舶又は設備の現状等を確認する必要があると認める場合には、不定期検査を行う旨規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.2, 1.1.3

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3
安全設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3
無線設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.7
居住衛生設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3
船体防汚システム規則 2.1.1, 2.1.2
バラスト水管理設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3, 5.1
冷蔵設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.4
揚貨設備規則 2.2.1, 2.2.2
潜水装置規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.3
自動化設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.3
船橋設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.3
機関予防保全設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.4
総合火災制御設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.4
船体監視システム規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.3
荷役集中監視制御設備規則 2.1.1, 2.1.2, 2.3.4
高速船規則 2 編 1.1.6
フローティングドック規則 2.3.1, 2.3.5